

訴 状

平成18年6月 日

大阪地方裁判所 御中

葬儀情報送信差止め請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 (印)

原告住所・送達場所

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

被告 和泉市長 井坂善行

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725 - 41 - 1551

FAX 0725 - 45 - 9352

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告和泉市長は、議員への市民の訃報情報をFAXにて送信することを差止めよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、和泉市の住民である。
- 2 被告井坂善行は、和泉市の市長である。

第2 葬儀情報の違法送信

1 通信費の支出

議会事務局は市民の訃報情報を議員等に FAX 送信している。市民の訃報情報を議員に提供することは違法であり、市に FAX 通信費等の損害を与えている。

2 支出の違法性

(1)議長が職員に命じ、一般市民の訃報情報を提供することは、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条及び地方自治法第2条第16項に違反し、議長裁量を逸脱するもので違法である。

(2)地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条違反について

. 地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、更に地方財政法第4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされており、無駄な費用は支出出来ないこととなっている。

. 議員の葬儀への参列は地域住民との繋がりをより強め、ひいては議員活動を円滑に行うためのものとされているが、それは隠れ蓑で単なる選挙目当ての参列であることは周知の事実である。このような議員の個人的目的の為に市民の税金を使うことは許されないものである。

. 葬儀への参列が議員活動を円滑に行うために必要なのか

議員が地域住民と親密な関係を築き、これをもって市政に働きかけることを否定はしないが、地域住民との関係は日頃の議員活動(議会での質問、市政相談、議会活動報告等)を通じて築くべきであり、それを葬儀参加で得ようとするのは議員として余りに狭隘な考えである。

以下千葉県白井市と和泉市の一般質問を行った議員数を比較すると、以下のようになり、和泉市が本来議員がなすべき事を怠り、それを本件のような葬儀参加で実現しようとする事実がよく分かる。

		和泉市	千葉県白井市
人口		182,108人	54,241人
議員定数		26人	24人
一般質問人数	18年第2回定例会		17人
	18年第1回定例会	6人	
	17年第4回定例会	13人	

	17年第3回定例会	10人	
	17年第2回定例会	11人	
	17年第1回定例会	7人	

・議員の葬儀情報収集について

個人的信条で議員が市民の葬儀に参列することを否定しないが、そのための葬儀情報は、自らの後援会のネットワーク等を利用し自力で収集すべきであり、これを公務で代替することは許されない。

・葬儀情報の提供は議会事務局の仕事なのか

議会事務局は議員活動を円滑に行うために、国の内外の状況を初め多方面の情報を議員に提供することは本来の仕事であるが、現実にはその様な情報提供は極めてまれで、単なる事務連絡が殆どである。

その様な中で、本件の葬儀情報の提供が議会事務局の仕事とは到底考え得ない。

・市議会議員の期待像と市の対応

市議会議員は選挙の関係で地域住民の代表としての性格がより強調された時代が続いていたが、地方分権が叫ばれている中で、市の将来を見定め、議案を審議すると同時に、市に積極的に提案する地域代表を超えた議員像が今まさに期待されている。

その様な中で各議員が従来の行動パターンを志向するか、或いは新しい議員像に少しでも近づくようにするかは、議員個人の自由であるが、少なくとも市の行政としては、後者の議員がより多くなるよう積極的な施策が必要とされる。

その視点で考えると議員への訃報提供はその流れに逆行するに他ならない。

・議員への訃報提供にかかる大阪府内各市の状況

今回大阪府内の他市の状況を電話で確認したところ、本件のような議員への訃報提供を行っている自治体は皆無である。以前は本件と同様の事を行っていた自治体もあったが、個人情報保護法の制定を機に取りやめた。このように和泉市を除く全ての市で議員への葬儀情報の提供を行っていないことは、しかるべき理由が存在する訳で、真摯にこの事実を受け止めるべきである。

(甲第2号証、甲第3号証、甲第4号証、甲第5号証参照)

(3) 地方自治法第2条第16項に違反について

・地方自治法第2条第16項において地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない事になっている。本件議員への訃報情報の提供は和泉市個人情報保護条例違反である。

・送信されている情報に和泉市個人情報保護条例に違反する情報が含まれている。

イ. 死者の個人情報

和泉市の個人情報保護実務の手引き(平成11年10月)のP58に死者であっても個人情報保護の対象になることを明確に詠っている。

ロ. 本件葬儀情報に含まれる個人情報は、市民課から議会事務局に提供されている市営葬儀及び火葬受付簿をもとにしている。

ハ. 市民課はこれを提供するに当たって、市長に個人情報目的外利用・外部提供届け出書を提出しており、これには目的外で利用できる根拠として、本人の同意及び本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがないの二つを根拠としている。

ニ. 本人の同意について

死者については合意を得ることは不可能なので、合意を得ているという目的

外利用の根拠は成立し得ない。喪主等が死者の合意を代行しているとの主張についても、死者が喪主にそれを委任している事を明らかにする事が認められないので、これも成り立たない。

ホ. 合意を得る手続きについて

仮に喪主等が代行出来ると考えたとしても、市民課では届け出の際に葬儀内容の公表の可否を確認しているが、この確認は漠然と公表の可否を口頭で確認したもので、議員等に対する情報提供を前提に確認したのではなく、議員に対する葬儀情報の提供に同意したとまでは言えない。

へ. もう一つの根拠となっている本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがないについて考えると、特に死亡に関する情報については遺産相続など将来予測し得ない問題の発生も考えられることから、より慎重な判断が求められる。この恐れが無いと判断できる裁量を、市民課では持ち合わせていない。

ト. 更に目的外利用が出来るのは、目的外利用の要件を具備するだけでなく、その目的外利用に公益性、相当性が必要であり、本件の議員への葬儀情報提供はこれを満たしていない。これについては、和泉市の個人情報保護実務の手引き(平成11年10月)のP71に、効率的な行政運営や市民サービス向上の為に目的外利用が出来るとある。

以上から、仮に目的外利用の要件が満たされていたとしても、議員への訃報情報はそもそも目的外で利用するに値する公益性・相当性を満足していなく、違法を免れない。

(甲第2号証、甲第3号証、甲第4号証、甲第5号証参照)

(4) 議長の裁量について

議長の権限は地方自治法第104条に規定されており、本件の議員への訃報提供を指示する権限は、同条の議会の事務を統理しにあたると考えられる。又議長の裁量の範囲は市長と同様広範なものとされているが、縷々述べたように議

会運営に何ら関係のない葬儀情報の議員への提供及び和泉市個人情報保護条例に違反する情報が含まれ、いずれも違法な行為であり、裁量権を逸脱している。

3. 杜撰な監査結果について

本件住民訴訟は直接的に監査請求の結果について争うものではないが、このような監査を行った監査委員並びにこれを認めてきた和泉市の体質が、本件のような旧態依然とした風習を存続させたもので、その視点から監査結果の杜撰さを主張するものである。

(1) どのような点で監査結果が杜撰か

本件に係わる和泉市の監査委員の監査結果を子細に見ると、主要な部分で他市の監査結果をそのままコピーされており、極めて杜撰な監査結果である。

一点目は関連対象部局の陳述と題し、議会事務局の役割について、陳述していない項目について記述があり、それは東京都の監査結果に酷似している。これはありもしない陳述を記した偽造に当たる。

二点目は監査委員の判断の項で、4点の判断理由を示しているが、その全てにおいて東京都及び北海道北見市の監査結果の殆ど丸写しである。

これらを引用している記述もなく、あたかも監査委員自らの意見の様に記述している点はこれも盗作に基づく偽造である。

本件監査の中核とも言える監査意見の殆どを他の自治体の監査結果をコピーしたことは、本件監査が不当な監査であり、市民の正しい監査を受ける権利を侵害したものと言える。

コピー箇所は以下である。

<コピー箇所>

監査項目	和泉市監査結果	東京都監査結果	北見市監査結果
議会事務局の役割	P5 15 - 23行	P4 3 - 11行	
監査委員の判断	P6 27 - 31行	P6 1 - 5行	
	P7 1 - 5行	P7 7 - 10行	
	P7 10 - 14行	P7 10 - 15行	
	P7 19 - 36行		P4 20 - 40行の一部
	P8 1 - 17行		P5 2 - 20行
	P8 22 - 37行		P5 22 - 41行の一部

(甲第1号証、甲第6号証、甲第7号証、甲第8号証参照)

(2) その後の対応について

以上の件を市長に抗議文として提出したが、特段の対応は現在までなく、本件盗作・偽造をそんなに珍しい事とも考えていない節があり、市の体質が改めて問われている。今回の盗用・偽造はたまたま発見したものであり、通常は正しく行われた監査結果として処理されるもので、見つからなければ何をやっても良いと考えているなら、問題は更に深刻である。(甲第9号証参照)

4. 市長の被告適格について

監査結果P8によると、本財務会計行為及び支出命令は和泉市事務決済規定により市長に代わって総務課長が専決処理している。

ところでこの様な専決によって処理された場合の被告については、専決により本来の権限者がその権限を委譲するものではなく、尚その権限を失わないとされていることから、本件差し止めを行う当事者は被告市長をおいて他にはない。

(甲第1号証参照)

第3 監査請求

原告は平成18年4月5日付けで、上記の違法な議員への葬儀情報の提供の差し止めを和泉市監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、平成18年6月1日付けで和泉市監査委員は、請求を棄却した。

(甲第1号証参照)

第4 結論

よって、上記の通り、原告は、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、被告に対し議員への訃報情報の提供の差し止めを求めるものである。

添付書類

甲第1号証・和泉市職員措置請求に係わる監査の結果について(通知)・写し

甲第2号証・和泉市職員措置請求書・写し

甲第3号証・議員への一般市民の訃報情報提供補正書・写し

甲第4号証・議員への一般市民の訃報情報提供補充書・写し

甲第5号証・請求人の陳述記録・写し

甲第6号証・関係部局職員の陳述記録・写し

甲第7号証・東京都監査結果(東京都ホームページより収集)・写し

甲第8号証・北海道北見市監査結果(北見市ホームページより収集)・写し

甲第9号証・和泉市長への抗議文書・写し